

## iのぞみネット契約約款

### 第1条（約款の適用）

株式会社ファミリーネット・ジャパン（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）その他の法令の規定に基づき、このiのぞみネット契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これによりインターネットサービス「iのぞみネット」を提供します。

### 第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。本約款を変更するときは、一定期間の猶予を設けた上で、変更の効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社 web サイトに掲載又はその他の方法により、契約者へ告知するものとします。

### 第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- （1）本物件：本サービスの提供対象となる集合住宅等をいいます。
- （2）本サービス：当社が本物件に対し提供するインターネットサービス「iのぞみネット」をいいます。
- （3）契約者：当社と本サービスに関する契約を締結している者をいいます。
- （4）会員：本約款に基づくインターネットサービスの利用者をいいます。
- （5）会員規約：当社が別途定める「iのぞみネット会員規約」をいいます。
- （6）設備機器：本物件に本サービスを提供する為のインターネット設備をいいます。
- （7）再委託者：当社が本サービスの一部又は全部を委託する第三者をいいます。
- （8）サービス料：契約者又は契約者が指定する第三者が、当社又は当社の指定する第三者に支払う本サービスの料金をいいます。
- （9）消費税等：消費税及び地方消費税をいいます。
- （10）管理者：契約者又は本物件に関して契約者との間で管理委託契約その他これに類する契約を締結している第三者をいいます。
- （11）iのぞみネット契約：本約款の内容を承諾の上で、導入依頼書兼調査依頼書及び導入申込書に基づき、当社と契約者との間で契約される本サービスに関する契約をいいます。

#### 第4条（iのぞみネット契約の申込と承諾）

- 1 iのぞみネット契約を申込書による方式によって締結するときは、iのぞみネット契約を締結しようとする者は、本約款を承諾の上、当社所定の方法により申込を行うものとします。なお、iのぞみネット契約は、導入申込書、電磁的記録その他の方法により締結されるものとします。
- 2 当社は、次の各号の場合には、iのぞみネット契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申し込みの際に虚偽の事実を通知したことが判明したとき。
  - (2) 申し込み者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠る恐れがあると当社が判断したとき。
  - (3) 第16条（契約者の協力）の規定に違反する恐れがあるとき。
  - (4) 当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または利用を停止されている事が判明した場合。
  - (5) 申し込み者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力(以下、「暴力団等」といいます)、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合。
  - (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障を及ぼす恐れがあると当社が判断したとき。
- 3 当社は、前項の規定により、iのぞみネット契約の申し込みを承諾しないときは、申し込み者にその理由等を通知します。

#### 第5条（本サービス）

- 1 当社は、自ら又は当社が指定する第三者により、原則として会員向けに以下の各号に定める内容を本サービスとして提供します。
  - (1) インターネット接続サービス
  - (2) ヘルプデスクサービス
  - (3) 保守サービス
- 2 会員は、会員規約を遵守することにより、本サービスを利用できるものとします。
- 3 本サービスのうち、ヘルプデスクサービス及び保守サービスは、インターネット接続サービスに付随するサービスとします。
- 4 本サービス以外の当社が提供するサービスを契約者が利用する場合には、当社と契約者は別途契約を締結するものとします。"

#### 第6条（インターネット設備）

- 1 当社は、本物件に本サービスを提供するために、設備機器を設置します。
- 2 前項の設備機器等の資産区分は導入申込書又は契約書に記載するものとします。
- 3 本サービスを提供するための設備機器稼働にかかわる電力料金は契約者の負担とします。
- 4 i のぞみネット契約終了時、当社は当社の費用負担で当社資産区分の設備機器を撤去しますが、LAN 配線及び専有部に設置の当社設備については、敷設状況、本物件の構造等をふまえ、当社の判断で撤去又は原状復旧なく残置できるものとします。なお、LAN 配線及び専有部設置の当社設備を残置する場合には、当社は当該設備を契約者に無償譲渡するものとします。
- 5 前項の定めにかかわらず、当社と契約者との協議により当社設備を撤去するときは、契約者は当社に対して撤去費用を支払うものとし、撤去に関する契約を別途締結するものとします。
- 6 契約者は、設備機器等の設置場所を当社に無償で提供するものとします。
- 7 契約者は、当社の承諾なしに設備機器及びLAN配線の構成を変更してはなりません。当社の承諾なしに変更した場合、当社の判断により本サービスを継続して提供できない場合があることを予め承諾するものとします。
- 8 本条に基づき本物件に工事が必要となる場合、契約者は当社が行う設計及び施工内容を事前に確認のうえ、特段の事由がない限り同意するものとします。
- 9 工事費を契約者が負担する場合は、当社と契約者との間で別途工事請負契約を締結するものとします。当該工事請負契約を締結するときは、工事請負契約約款が添付された当社所定の注文書及び注文請書を取り交わすことより契約を行うものとします。

#### 第7条（本サービス提供開始日）

- 1 当社は、本サービスの提供開始日が確定したときに、契約者に対して通知するものとします。ただし、通信回線工事の遅延、その他の正当な理由があるときは、当社は、契約者に対して事前に通知することにより、サービス開始日及び課金開始日を変更することができるものとします。
- 2 契約者は本物件に関する募集広告等に本サービス導入を謳う場合には、本サービスの提供開始日が変更になる可能性がある旨を予め記載しておくものとします。

#### 第8条（インターネット接続サービス）

- 1 当社は、本約款に基づき、会員向けにインターネット接続サービスを提供します。

なお、本物件に引き込まれるインターネット専用の回線はベストエフォート型の回線とします。インターネット回線の混雑状況、回線提供事業者設備またはインターネット設備の状況、他の電波等の影響等の様々な事象によってつながりにくくなる可能性があることを契約者は承諾するものとします。

- 2 本物件に無線アクセスポイントを設置する場合、無線アクセスポイントの電波、速度表示は理論値であり、通信速度及び、電波範囲を保証するものではありません。
- 3 契約者は、本サービスを本物件の入居者への付加価値サービスとして利用するものとします。なお、契約者が自己のために使用することは妨げません。

#### 第9条（ヘルプデスクサービス）

- 1 当社は、本約款に基づき、会員向けにヘルプデスクサービスを提供します。
- 2 会員が一般的なパソコン、ソフト等を使用して当社が提供する本サービスを利用するにあたり、原則として以下の各号に定める内容を、電話対応にて行います。
  - (1)インターネット接続に関わる一般的なブラウザの設定・利用方法等
  - (2)一般的なOSソフトのインターネットに関わる設定・利用方法等
  - (3)本物件内に設置されている設備機器の障害に関する対応等
  - (4)本物件に引込まれているインターネット専用の回線障害に関する受付対応等
- 3 ヘルプデスクサービスの窓口は、全日の24時間とします。

#### 第10条（保守サービス）

- 1 当社は、本物件に提供される本サービスを常に支障なく稼働できるよう次の各号に定める内容の保守サービスを提供します。
  - (1)保守受付サービス
  - (2)オンサイト障害修復サービス
- 2 第1項に定める保守サービスの対象となるインターネット設備は設備機器のみとし、インターネット専用の回線部分、各住戸又は共用部において契約者及び本物件の入居者並びに第三者が独自に用意した機器回線等はこれに含まれません。
- 3 設備機器稼働に必要な契約者の電気設備が停電等により復旧作業が必要な場合、原則として電気設備の復旧作業は行いませんが、契約者からの依頼により電気設備の復旧作業を行った場合は契約者の費用負担とします。

#### 第11条（保守受付サービス）

当社は、本約款に基づき、障害申告等をヘルプデスクサービスの窓口で受付します。

## 第12条（オンサイト障害修復サービス）

- 1 設備機器に障害が発生した時は、当社は契約者又は会員からの連絡により本物件の設備機器設置場所にて、必要な障害修復作業を実施します。なお、原則として15時までに申告のあったものに関しては翌日中に障害修復作業を行うよう努めますが、人員手配・天候・機材調達等の理由により、現地対応及び復旧に時間を要する場合があることを予め契約者は了承するものとします。
- 2 設備機器の障害その他の事由により障害修復作業を実施する場合、その機器費用及び作業費用の負担については当社が契約者に対して通知する「設備機器及び資産・保守区分」に定めるとおりとします。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 契約者が指定する設備機器を使用するときは、機器費用及び作業費用は契約者の負担とします。
  - (2) 契約者又は本物件の入居者もしくは契約者の業務受託者の故意又は過失により、設備機器の修理又は交換の必要が生じた場合、設備機器の修理又は交換にかかる費用は契約者が負担します。
- 4 当社は、オンサイト障害修復サービスにおける設備機器又は部品の交換については、同等品により行うことができるものとします。

## 第13条（本サービスの停止）

- 1 当社は、会員が会員規約に違反したときや、本サービスを利用し、誹謗中傷又は公序良俗に反する行為や商用目的の営業行為等、当社が不相当と判断する行為を行った場合、その会員向けの本サービスを直ちに停止できるものとします。
- 2 当社は、会員が他の会員への本サービス提供を妨げるような行為を行ったとき、その会員向けの本サービスを直ちに停止することができます。なお、本サービス停止は当該会員の故意の有無にかかわらず実施できるものとします。
- 3 本条によりサービスの停止を受けた会員があっても、第15条に定めるインターネットサービス料は変更しないものとします。
- 4 第1項及び第2項の事由によりサービス停止となった会員については、当該会員が自己の責任をもってその要因を排除、解決することとし、当社所定の申請書提出をもって当社がこれを確認した後、本サービスを再度受けられるものとします。

## 第14条（再委託）

当社は、自己の責任と費用負担において、本サービスの一部又は全部を再委託者に委託することがあります。

## 第15条 (料金)

- 1 本約款及びiのぞみネット契約に基づき、契約者又は契約者が指定する第三者が、当社又は当社の指定する第三者に支払うサービス料は、住戸内工事の完了有無及び入居者の利用の有無にかかわらずiのぞみネット契約で定めた金額のとおりとします。なお、税法その他の法令の改正により消費税等の税率が変動した場合には、サービス料に変動後の税率により計算した消費税等を加算し、算出するものとします。
- 2 サービス料の支払いについては、当月末締め翌月末日までの支払い（当社が指定する収納代行事業者による支払いの場合は当該事業者の支払いサイトに基づく支払いとなる。）とし、支払方法については当社の指定する金融機関の指定口座に現金振込みによる対応又は契約者の銀行口座からの口座振替による対応のうち、当社の指定する方法により支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日に支払うものとします。また、支払いにかかる金融機関の手数料は、契約者の負担とします。
- 3 当社は、契約者が支払期日までにサービス料の支払いを行わないときは、支払期日の翌日から支払の前日までの日数に応じて、遅延金額に対し年14.6%の割合で計算した金額を請求金額に加えて、遅延損害金として契約者に請求できるものとします。
- 4 当社は、契約者がサービス料の支払いを行わず、当社が督促を行ってもなお支払いがなされない場合には、サービス料の支払期日から相当期間経過後に、本サービスの停止及びiのぞみネット契約の解約を行うことができるものとします。
- 5 iのぞみネット契約に定める一部負担金及び別途契約者当社間で定める工事費等の支払いがある場合は、本条第1項から第4項までの定めを適用します。なお、一部負担金の支払いについては、サービス開始日の翌月末までの支払いとします（当社が指定する収納代行事業者による支払いの場合は当該事業者の支払いサイトに基づく支払いとなる。）。工事費等の支払いについては、当社の請求書記載の定めのとおりとします。
- 6 利用日数が1か月に満たない場合のサービス料については、当月の日割りにより計算するものとします。なお、日割りにより端数が生じた場合は小数点以下を切り捨てるものとします。ただし、第21条及び契約者の責に帰すべき事由によりiのぞみネット契約が終了し、利用日数が1か月に満たない場合には、その終了日が属する月に関して日割りによる計算は適用せず、契約者は当社に対し1か月分のサービス料を支払うものとします。
- 7 当社の責に帰すべき事由により、本物件の会員全てがインターネット接続サービス

を全く利用できない状態が24時間以上継続した場合、契約者の申し出により、当該状態の発生を当社が認知しうる状態になった時点から24時間を経過する毎に1日として日数を計算し、当月のサービス料は日割りにより減額するものとします。なお、日割りにより端数が生じたときは小数点以下を切り捨てるものとします。

- 8 i のぞみネット契約締結後、経済情勢、諸物価の変動が生じた場合、当社の申し出により契約者当社協議しサービス料を変更することができるものとします。

#### 第16条（契約者の協力）

- 1 契約者は、当社が本サービスを支障なく提供するために、設備機器の点検及び調整を当社及び当社の再委託者以外に行わせないものとします。
- 2 契約者は、当社が保守サービスを遂行するにあたり、必要となる電力を無償で提供するものとします。
- 3 契約者は、当社が設備機器保守のために本物件に入館することを承諾していただきます。入館する際は原則として契約者又は本物件の管理者の許可を得るものとしませんが、契約者又は本物件の管理者に連絡が取れず、かつ緊急やむを得ないときは、契約者又は本物件の管理者の承諾無く本物件に立ち入ることができるものとします。なお、契約者は入館するための開錠手配等に協力するものとします。
- 4 契約者は、当社及び当社の再委託者が、本物件の入居者に対する本サービスに関連する各種案内のために本物件へ立ち入り、各種案内書類を配付することがあることを予め承諾していただきます。
- 5 契約者は、本物件での障害発生、広域な回線障害による接続障害、メンテナンス等を当社から通知された場合、会員に対しその状況を通知するものとします。
- 6 本サービス提供に係る工事等の実施のため、当社が入居者との日程調整等を行う必要がある場合には、契約者はiのぞみネット契約の遂行のために必要最小限度の範囲で入居者情報を当社に開示するものとします。本物件に関して管理会社等が当該入居者情報を管理している場合には、契約者は管理会社等に対して、協力を要請するものとします。
- 7 契約者は、本物件を賃貸に供する場合、賃貸借契約上、本サービスの提供開始時期の遅延及び中断の可能性を賃借人に告知するものとし、当該告知事項に関し、賃借人との間で適宜の損害賠償額を予定するものとします。なお、契約者と賃借人との間で予定された損害賠償額が本約款に定める損害賠償額を超過する場合であっても、当社は、契約者に対し、第15条7項で定める範囲を超えて損害賠償責任を負担しないものとします。

## 第17条（秘密保持）

契約者は、本サービスの提供に関連して知り得た当社の技術上、販売上その他業務上の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、iのぞみネット契約の有効期間中及びiのぞみネット契約の終了後であっても、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本約款及びiのぞみネット契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1）開示を受けたとき（又は情報を入手したとき。以下同様。）、既に所有していた情報
- （2）開示を受けたとき公知の情報、又は開示を受けた後、その責によらず公知となった情報
- （3）正当な開示権限を有する第三者から要請があった場合の、その要請の対象となる情報
- （4）開示された秘密情報を使用することなく、独自の開発等を通じて自ら知得した情報

## 第18条（個人情報の保護）

- 1 当社は、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」といいます。）を遵守し、本約款及びiのぞみネット契約に基づき取得した個人情報（個人情報保護法において定義されたものをいい、以下単に「個人情報」といいます。）を適正に取り扱うものとし、第三者に開示又は漏洩しないものとします。
- 2 当社は、個人情報を適切かつ厳重に保管管理し、個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破壊等を防止するために必要かつ適切な安全措置を講じるものとします。
- 3 当社は、契約者から提供を受けた個人情報の返却又は消去を相手方が求めた場合は、合理的な理由がない限り、その指示に応じるものとします。
- 4 当社は、個人情報の漏洩等の事故を知った場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに契約者に報告すると共に必要な対応策を協議するものとします。
- 5 当社は、個人情報に関し、前各項に定めなき事項については、個人情報保護法ほか各種法令に基づいて取り扱うものとします。

## 第19条（免責事項）

- 1 当社及びインターネット専用の回線提供業者が予定するメンテナンス工事、サーバー一点検、その他事由、又は天災地変あるいは不測の事故等の当社の責めに帰するこ

とができない事由により本物件の全ての会員について本サービスが一時的に中断された場合は、当社は一切の責任を負わず、契約者は第15条のサービス料の支払いを免れないものとします。

- 2 インターネット接続サービスを中断する場合、原則として事前に契約者又は管理者に連絡するものとしますが、天災地変あるいは不測の事故等緊急やむを得ない場合はこの限りではないものとします。
- 3 当社は、会員がインターネットを利用して行う如何なる行為についても一切の責任を負わないものとします。
- 4 本サービスの中断について、第21条に定める場合を除き、契約者の当社に対する損害賠償請求は、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求原因の如何にかかわらず、第15条第7項に定める額を限度とし、当社は、これを超える損害賠償責任を一切負わないものとします。

#### 第20条（契約期間）

- 1 iのぞみネット契約の有効期間は、iのぞみネット契約に定める期間とします。
- 2 iのぞみネット契約は、契約満了日の6か月前までに書面により契約者又は当社のいずれからも何ら申し出がないときは、有効期間が更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 第21条（契約の解約）

- 1 契約者及び当社は、相手方に対して6か月前までに書面による意思表示をすることにより、iのぞみネット契約を契約者と当社双方協議のうえで、解約することができます。
- 2 前項の定めにかかわらず、契約者は、iのぞみネット契約において定める契約満了日までは、iのぞみネット契約を中途解約することはできません。ただし、iのぞみネット契約を解約する日から契約満了日までのサービス料相当額を中途解約に伴う解約金として一括して当社に支払うことにより、iのぞみネット契約を解約することができます。
- 3 iのぞみネット契約は、本物件を対象とした契約であり、入居者及び住戸毎の個別解約はできません。
- 4 契約者又は当社が本約款又はiのぞみネット契約の定め違反した場合、各自相手方は書面により相当の期間を定めて是正の催告を行った後、なお是正されない場合は直ちにiのぞみネット契約を解約できるものとします。
- 5 契約者及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、

何らの通知催告をすることなくiのぞみネット契約を解約することができるものとします。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、公租公課滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
  - (2) 会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられたとき、又は自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産の申し立てをしたとき、もしくは、第三者からこれらの申立てがなされたとき
  - (3) 自ら振り出し、もしくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受け又は支払停止状態に至ったとき
- 6 第6条第6項の事由により本サービスの継続提供が不可となった場合、当社はiのぞみネット契約を直ちに解約できるものとします。
- 7 iのぞみネット契約が以下の各号により解約される場合でかつiのぞみネット契約において定める契約期間内の場合、契約者はiのぞみネット契約において定める契約満了日までのサービス料を一括して、当社の請求後、直ちに支払うものとします。
- (1) 契約者が本約款又はiのぞみネット契約に違反したことによる本条第4項に基づくiのぞみネット契約の解約
  - (2) 契約者が本条第5項に該当したことによるiのぞみネット契約の解約
  - (3) 本条第6項によるiのぞみネット契約の解約
  - (4) 契約者が第22条第3項に定める場合に該当したことによるiのぞみネットの解約

## 第22条 (反社会的勢力の排除)

- 1 契約者及び当社は、相手方に対し、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
- (1) 自ら又は自らの役員もしくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)であること。
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 契約者及び当社は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証するものとします。
- (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為。
- (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為。
- (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為。
- (4) その他これらに準ずる行為。
- 3 契約者又は当社は、相手方が前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、契約解約の意思を書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）で通知の上、直ちにiのぞみネットを解約することができます。この場合において、前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をした相手方は、解約権を行使した他方当事者に対し、当該解約に基づく損害賠償を請求することはできません。
- 4 前項に定める解約は、解約権を行使した当事者による他方当事者に対する損害賠償の請求を妨げません。

#### 第23条（当事者の変更）

- 1 本物件の売却、相続等の事由により、契約者の契約上の地位が第三者に変更される場合には、契約者はすみやかに当社へ通知のうえ、当社所定の契約名義変更の手続きを行うものとします。
- 2 契約者が本物件の管理会社等の場合において、管理会社等の変更が生じたときは、本サービスを継続して提供できるように変更後の管理会社等又は本物件の所有者等との間で本サービス契約と同等の契約を締結できるよう努めるものとします。なお、同等の契約を締結できた場合には、第22条第2項ただし書きの規定は適用しないものとします。

#### 第24条（契約内容の変更）

契約者及び当社は、iのぞみネット契約の内容を協議の上、書面をもって一部変更することができるものとします。

#### 第25条（協議）

本約款又はiのぞみネット契約に定めのない事項及び本約款又はiのぞみネット契約に関連して生じた疑義については、各当事者は誠意をもって協議し、その解決に

あたるものとします。

第26条（準拠法）

本約款及びiのぞみネット契約は、日本法に準拠するものとします。

第27条（合意管轄）

本約款及びiのぞみネット契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**【附則】**

本約款は2024年10月1日から有効となります。